

専決処分の報告について

秦野市市営住宅条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和



専 決 処 分 書

秦野市市営住宅条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

平成29年12月27日

秦野市長 古 谷 義 幸



理由

公営住宅法施行令の一部改正により、条例で引用する同令の条項に移動が生じたため、改正する。

秦野市条例第 26 号

秦野市市営住宅条例の一部を改正する条例

秦野市市営住宅条例（平成 9 年秦野市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 55 条及び第 56 条中「政令第 11 条」を「政令第 12 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第3号 秦野市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
(市営住宅建替事業に係る家賃の特例) 第55条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備した市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることによりその入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第28条第1項、第47条第1項又は第49条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第12条</u>で定めるところによりその入居者の家賃を減額するものとする。 (市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例) 第56条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴いその市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることによりその入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第28条第1項、第47条第1項又は第49条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第12条</u>で定めるところによりその入居者の家賃を減額するものとする。	(市営住宅建替事業に係る家賃の特例) 第55条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備した市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることによりその入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第28条第1項、第47条第1項又は第49条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第11条</u>で定めるところによりその入居者の家賃を減額するものとする。 (市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例) 第56条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴いその市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることによりその入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第28条第1項、第47条第1項又は第49条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第11条</u>で定めるところによりその入居者の家賃を減額するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。